

## 第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラムによる勧告

2021年10月9-10日，東京

我々は，世界中の若者の代表として，意見を交わし，自分たちの声を届け，行動に向けた「勧告」を提出すべく，2021年10月9日から10日まで東京で開催された「第1回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」に参加し，

フォーラムの全体テーマ「多様性と包摂性のある社会に向けた若者の役割」を考慮し，また，そのような社会を実現するために若者が不可欠な役割を担っているという確信の下，「成年年齢に達することと社会への参画」と「コロナ後の犯罪防止及び刑事司法（包摂的社会の実現に向けた若者の役割）」という2つの個別テーマについて議論し，

多様性と包摂性は持続可能な開発のための2030アジェンダの核心であり，特に，その目標16（SDG16）は他のすべての目標の実現への歩みを加速させるものであることを想起し，

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミックが若者の教育，雇用及びメンタルヘルスに大きな悪影響を与えていること，若者と将来の世代が社会的・経済的に最も長期的な影響を受けること，また，若者はCOVID-19のパンデミックの影響により脆弱となっている一方で，この危機からの創造的復興と多様で包摂的な社会の実現のために触媒的な役割を果たす力があることも認識し，

京都 kongress・ユースフォーラムの成功と，第14回国連犯罪防止刑事司法会議で採択された「京都宣言」を踏まえ，SDG16に関するテーマ，特に法の支配と法遵守の文化に焦点を当てた初めての定期的なユースフォーラムを開催するという日本政府のイニシアチブに対し深く感謝するとともにこれを歓迎し，

より幅広い視点や考え方を生み出す文化的多様性に誇りを持つとともに尊重し，多様で包摂的な社会を実現するために，意見や考えの違いを乗り越えて共に解決策を模索する努力を評価し，

我々若者は，エネルギー，経験，情熱及び創造性をもって，ここに，国連犯罪防止刑事司法委員会に対し，以下を勧告する：

### 勧告

#### 成年年齢に達することと社会への参画

#### 成年年齢に達すること

- 1 政府は，成年に達する年齢の若者の社会参加を促進するとともに，その年齢に特有の社会的・文化的な困難や不安に対処するという観点から，成年に達する年齢の若者に積極的に関与し，成年に達することで新たな責任を負い，様々なリスクにさらされる若者に対する支援やケアを強化すべきである。

## 意思決定への参加

- 2 政府は、タウンホールミーティングの開催など、意思決定プロセスをより包摂的にすること、市民参加の重要性に対する若者の意識を高めるための教育を提供すること、平和的に抗議する権利を含む言論の自由を確保することなどを通じ、特に若者関連の政策について、社会における意思決定への若者の有意義な参加を促進し、若者のリーダーシップや若者のロールモデルを育成することを検討すべきである。

## 社会における経済的関与

- 3 政府は、COVID-19のパンデミックが若者の失業を悪化させ、それが若者の社会参加を促進するための大きな障害の一つとなっていることを認識した上で、関連セクターと協力して、ディーセント・ジョブ（働きがいのある仕事）、職業訓練、正当な報酬を伴うインターンシップ、キャリア・サービスの機会とアクセスを拡大し、若者のスキル向上のためのインセンティブを提供すると共に、若者、特に若い女性、障害者、LGBTIQ+に対する雇用上の差別に対処すべきである。

## 教育及びその他の社会サービス

- 4 政府は、COVID-19のパンデミックが若者の孤立を深め、それによって若者のメンタルヘルスの問題がより顕在化し、他者とのつながりの重要性を明らかにしたことを認識した上で、若者に実践的な実験的経験やコミュニケーションスキルなどの現代のニーズに合った社会的スキルを身につける機会を提供するために、奨学金などを通じた質の高い教育と若者の精神的な安定をケアするためのその他の社会サービスへの平等なアクセスを確保すべきである。

## ソーシャルメディアの活用

- 5 若者は、他者の権利を尊重することや、「フェイクニュース」を見分けてその流布を防止する能力など、ソーシャルメディアの適切かつ安全な利用方法についての理解と知識を深めるための取組を行いつつ、国際社会を含むより多くの人々に自分の考えや意見を表明するためのプラットフォームとして、ソーシャルメディアをより活用すべきである。

## インターネットへのより良い、安全で平等なアクセス

- 6 政府は、若者が世界とつながり、将来の展望を広げるためには、インターネットへのアクセスが重要であることを念頭に置き、若者が置かれた環境やインターネットを利用する能力の程度にかかわらず、インターネットへのより良い、安全で平等なアクセスを若者に提供するためのインフラ整備を促進すべきである。

## 地球規模の課題を解決するための連帯

- 7 世界中の若者は、自分たちが未来の世代の利益も代表していることを意識しつつ、地球上の人々が今日直面している課題に取り組む上で若者の声を増幅させるために、国境を越えた連帯を強化すべきである。

## 若者の声を届けること

- 8 政府、NGO及び国際機関は、若者が社会的アイデンティティや障害の有無にかかわらず、そのアイデアや意見を表明することを可能にするだけでなく、その提言が国連を含む国内及び国際的な関連フォーラムで発表され、聴取され、慎重に検討されることを可能にするユースフォーラムやユースカウンシルを開催するなどして、若者がその声を届けるための手段をより多く提供する措置を講じるべきである。

## コロナ後の犯罪防止及び刑事司法（包摂的社会の実現に向けた若者の役割）

### 切迫したニーズに応える犯罪防止及び刑事司法の政策と実務

9 国及び地方自治体は、COVID-19 パンデミックが、若者の教育の機会、雇用や将来的なキャリア、他者との関係、精神的な健康や安定に及ぼす悪影響を念頭に置き、支援を切実に必要としている人々の切迫したニーズを認識し、協力雇用主の取組や精神的なカウンセリングを促進するなど、犯罪防止及び刑事司法の政策及び実務の採用に柔軟となるべきである。

### ジェンダーに基づく暴力及び家庭内暴力への対応

10 国及び地方自治体は、市民社会と協力して、COVID-19 パンデミックで深刻化したジェンダーに基づく暴力や家庭内暴力の被害者のためのシェルター及びそこへのアクセスを確保するための方策を検討し、そのような暴力への迅速かつ適切な対応を確保するために、刑事司法機関及び関連機関の協力を強化すべきである。

### 子どもを支援するための職員・スタッフの研修

11 政府及び国際機関は、家庭内で暴力やいかなる形態による虐待を受けたり、そのようなリスクにさらされたりしている子どもたちにタイムリーな支援を提供するために、子どもと接する職員及びスタッフに対する適切な研修を策定すべきである。

### 課題解決に向けた若者による取組の支援

12 政府及び国際機関は、若者が政府と交流する機会を提供し、また、例えば、法の支配の重要性の提唱や、少年のメンターやアドバイザーになるボランティア、支援を必要とする人々の声を発信するメディアプラットフォームの構築、法学部の教授、学生仲間、卒業生など、若者に近い存在からの法的アドバイスを身近なものにする方策などの、COVID-19 パンデミックによって拡大した社会経済的格差や不平等がもたらす犯罪防止及び刑事司法上の課題の解決に向けた若者の取組を支援すべきである。

### 司法へのアクセスのためのデジタルプラットフォーム

13 政府及び他の民間セクターのステークホルダーは、COVID-19 パンデミックの中で、インフラの未整備や資金面での不平等といった多面的な障壁がデジタルデバイドを深めていることを懸念し、誰一人取り残さないとの視点を持ち、企業の社会的責任の観点から、司法アクセスと透明性を向上させるためのデジタルプラットフォームを確保するために、一貫しかつ持続可能な形で資金を提供することを検討すべきである。

### ICTを安全に利用するための教育と意識向上

14 政府は、情報通信技術（ICT）が、「フェイクニュース」を簡単に広めて偏見を増幅させ、いじめや偏見を動機とした犯罪に関与し、子どもや若者を標的としたオンラインでのセクシュアル・ハラスメントや搾取、そのような技術に不慣れな層を標的としたオンライン詐欺、女性や子どもの人身売買、薬物の売買などのツールとして利用される可能性があることを認識し、ICTの安全な利用のための教育やカリキュラム開発、意識啓発の取組を推進すべきである。

### サイバー犯罪に取り組み、青少年の参加を促進するための刑事司法関係者の能力開発

15 政府及び国際機関は、ICTを利用した犯罪に対処する刑事司法実務者の能力を高めるための取組を強化し、この点に関する若者の知識と経験の共有を検討すべきである。

#### **犯罪防止と犯罪者の社会復帰を促進するためのICTの活用**

16 政府は、犯罪防止と犯罪者の社会復帰を促進するために、関係機関、地方自治体、民間セクター及び市民社会と連携して、例えば、ソーシャルメディアやその他の創造的なメディアを通じたネットワーク構築の機会や職業訓練の提供、ネットワーキングや能力構築のためのウェブ会議の実施、eラーニング、バーチャル・ジョブフェアなど、ICTの進歩を活用し、コミュニティ・ネットワークの強化等に関する革新的かつ創造的な措置を講じることを検討すべきである。

#### **デジタルスキルとオンライン接続の向上**

17 政府及びビジネス上のステークホルダーは、デジタルリテラシーのない若者、社会的弱者及び法を犯すリスクにさらされている者や法に触れた者に対して、デジタルリテラシースキルに関するプログラム、ワークショップ及び研修と手頃な価格のオンライン接続を提供するために、より一層連携すべきである。

#### **COVID-19パンデミック下におけるグッドプラクティスの共有やその他の国際協力**

18 政府及び国際機関は、COVID-19パンデミック下で実施された犯罪防止及び刑事司法に関するグッドプラクティスを共有するとともに国際協力を強化し、この期間中に拡大した地球規模の格差を解消するために、適切かつ可能な場合において、技術支援を必要としている政府に対し支援を提供すべきである。

#### **若者への投資・支援、若者とのパートナーシップ**

19 政府及び世界中のステークホルダーは、若者が声を上げて法の支配を提唱するためのプラットフォームを構築するための若者主導のイニシアティブへの投資を拡充し、生涯学習のためのより多くの空間や大規模な資金援助を伴う影響力のあるプロジェクトを構築する上で若者の活動により多くの支援を提供し、特にジェンダーや年齢に配慮した政策立案において、若者とのパートナーシップを強化すべきである。